平成２６年（フ）第７号
埼玉県春日部市中央５丁目６番地15　Ｋコーポヤマ101号、旧住所埼玉県春日部市南１丁目21番23号　コーポプリンス102
債務者　大作　晃治
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山越　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
埼玉県八潮市大字南後谷812番地14
債務者　木浪　忠勝
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　真名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
埼玉県八潮市大字南後谷812番地14
債務者　木浪　絹江
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　真名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
埼玉県八潮市大字南後谷812番地14
債務者　木浪　勝広
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　真名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
茨城県日立市川尻町６丁目49番12―202号
債務者　増田　充孝
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　会沢　克男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１３号
広島県竹原市下野町2652番地12
債務者　山中測量設計こと　山中　誠治
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１０号
京都府南丹市園部町上木崎町大将軍14番地１カストルム104号、前住所京都府南丹市園部町横田７号187番地２
債務者　吉村　裕子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　嘉晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第６号
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6002番地16
債務者　ノエルこと　本山　友子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河之口　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第８号
山形県鶴岡市羽黒町狩谷野目字村東20番地
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第５３号
茨城県ひたちなか市磯崎町4984番地２
債務者　薄井千賀子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　憲生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２１５号
長野県松本市大字岡田町487番地１
債務者　石井　哲也
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３３号
大阪府富田林市錦織中１丁目11番14号
債務者　廣野　信男
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　尚弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
札幌市西区八軒２条西２丁目９番12号　キャステロⅠ　Ｂ―２号
債務者　鈴木由紀夫
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
釧路地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１４号
山形市大手町５番３号　コア霞城101号、前住所山形市陣場１丁目１番３号　レオパレス陣場105号
債務者　髙橋　裕子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２号
山形市香澄町３丁目８番38―810号　ターミナルプラザ、前住所山形市蔵王温泉938番地11
債務者　大場　俊明
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３８号
岐阜県大垣市東前３丁目28番地１　吉田住宅南棟５
債務者　浅野康次郎こと　郭　　康守
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第８号
愛知県碧南市権現町２丁目35番地２　カルテットみどりＢ号
債務者　岸本　義行
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係